

事務連絡

令和6年2月22日

各共同生活援助事業所 御中

茨城県福祉部障害福祉課

グループホームにおける利用者負担額等の受領にかかる取り扱いについて

本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご協力を賜り御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について、別添のとおり、国から事務連絡があつたところです。

グループホームの食材料費の取り扱いについては、国の定める指定基準で定められており、事業者が、利用者から徴収した食材料費等を適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、経済的虐待に該当する可能性もあり、法令等への違反にも該当するものと考えられます。

なお、グループホームにおける食材料費等の取り扱いについては、別紙の厚生労働省通知(抜粋)をご参照の上、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

○ 茨城県HP(<https://www.pref.ibaraki.jp/>)にも、掲載しております

ホーム>茨城で暮らす>福祉・子育て>いばらきの障害福祉政策

障害福祉サービス・医療費助成について>障害福祉サービスの指定申請について

茨城県福祉部障害福祉課自立支援 G

TEL:029-301-3363

FAX:029-301-3370

(別紙)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抜粋)

## 第十五 共同生活援助

(略)

### 3 運営に関する基準

(3)利用者負担額等の受領(基準第 210 の3)

(略)

#### ② その他受領が可能な費用の範囲

基準第 210 の4第3項は、指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、

ア 食材料費

イ 家賃

ウ 光熱水費

エ 日用品費

オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206002 当職通知)によるものとする。

また、入居前の体験的な利用(以下「体験利用」という。)に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払いを受けることとする。

事務連絡  
令和5年10月20日

各 都道府県  
市町村 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課監査指導室  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃から厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「国の定める指定基準」という。）において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬことと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしており、各都道府県等の条例において、これを参照した基準（以下「グループホームの指定基準」という。）が定められているところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものであり、各都道府県等の条例において定めるグループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

各都道府県・市町村におかれでは、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、管内市町村及びグループホームを運営する事業者に対して周知徹底するとともに、各自治体が行う監査等の場においても食材料費の徴収に関して適正な運用がなされているか確認いただくようお願いします。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、

障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 7 項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第 5 号）にも該当する可能性がありますので、こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて確認や対応を講じていただくようお願いします。

## 記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時ににおいて利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

### 【担当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

　障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

　地域移行支援係

　電 話：03-5253-1111（内線）3045

　mail：[chiiki-ikou@mhlw.go.jp](mailto:chiiki-ikou@mhlw.go.jp)

　虐待防止対策係

　電 話：03-5253-1111（内線）3149

　mail：[soudan-shien@mhlw.go.jp](mailto:soudan-shien@mhlw.go.jp)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

　企画課監査指導室

　電 話：03-5253-1111（内線）3060, 3067

　mail：[s-kansashidou@mhlw.go.jp](mailto:s-kansashidou@mhlw.go.jp)

## (参考資料)

### 参照条文

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（抄）

（利用者負担額等の受領）

第二百十条の四 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 （略）

三 光熱水費

四 日用品費

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第二百十一条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

一～三 （略）

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五～十 （略）

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 (略)

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 (略)